

## 安全・安心に暮らせる社会を目指して

- その契約は必要ですか
- クーリング・オフはできますか
- その支払いは大丈夫ですか
- うまい話に気をつけて
- 怪しいサイトではありませんか
- 無料やお試しは落とし穴
- 周りの高齢者を見守っていますか
- 地域での連携をしていますか
- その商品は環境にやさしいですか
- エシカルな買い物ですか

## 消費生活センターってどんなところ？

- ★ 地方公共団体が運営する消費者のための相談機関です。
- ★ 消費生活相談員が消費者トラブルに関する相談に応じ、問題解決のための手助けをするほか、消費生活の安全と向上を図るための業務を行っています。
- ★ 相談は無料で、秘密は守られます。
- ★ 消費生活相談員が出向いて講座を行い、契約する前の注意点、知っておきたい知識なども伝えています。

注文していない  
商品が届いた

突然アダルトサイトに  
登録された

体験エステで高額な  
契約をした

こんなときは消費生活センターに相談してください。

■ 千葉県消費者センター ☎047-434-0999

【受付時間】 月～金曜日 9:00～16:30

土曜日 9:00～16:00 (日曜・祝日・年末年始はお休み)

■ 消費者ホットライン **い や や**  
**188** 泣き寝入り!

最寄りの消費生活相談窓口につながります

平成30年3月 初版発行

平成31年3月 第2版発行

制作・発行

千葉県消費者センター

〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町 66-18

TEL 047-431-3811 FAX 047-431-3858

相談電話 047-434-0999

ホームページアドレス <https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/>

監修 弁護士 洞澤美佳